

## 点検評価表（県出資25%未満の財団法人等）

## 1 団体の概要

（令和5年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会		
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	設立年月日	昭和51年12月25日
代表者	理事長 松永 大吾	県所管課	経済産業部農芸振興課
設立目的（定款）	静岡県内で生産される野菜の市場価格が著しく低迷した場合に係る価格差補給交付金の交付及び産地育成に係る交付金の交付等を実施し、もって野菜生産農家の経営の安定及び野菜の供給の安定に資することを目的とする。		
設立に係る根拠法令等	野菜生産出荷安定法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体ホームページ	-		

出資者	出資額（千円）	比率（%）
静岡県	10,000	11.1
静岡県経済連	10,000	11.1
7 J A	10,380	11.5
剰余金繰入	59,620	66.2
基本財産（資本金）計	90,000	100.0

役職員の状況（人）			
常勤役員	-	常勤職員	1
うち県OB	-	うち県OB	-
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	16	非常勤職員	-
役員計	16	職員計	1

## 2 行政施策との関係

## (1) 団体活動に関係する行政施策の目的

青果物の計画的な生産を進めるとともに、計画生産を行う生産者に対し、市場価格低落時に価格差補給金を交付することにより、持続的な生産活動の継続と消費者への安定した青果物供給に資することを目的とする。

## (2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

静岡県内で生産される野菜の市場価格が著しく低落した場合に係る価格差補給交付金の交付及び産地育成に係る交付金の交付等を実施する。

## 3 これまでの改革の取組

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭団体に準じた点検評価を毎年度実施</li> <li>新公益法人会計基準に基づき財務諸表を点検</li> <li>行政庁による公益財団法人の立入検査を実施</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭団体に準じた点検評価を毎年度実施</li> <li>新公益法人会計基準に基づき財務諸表を点検</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭団体に準じた点検評価を毎年度実施</li> <li>新公益法人会計基準に基づき財務諸表を点検</li> <li>事務担当者が県主催の説明会（公益法人の遵守事項、定期提出書類（事業報告等について）に参加、業務の円滑化を図った</li> </ul>
令和5年度 （6月時点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭団体に準じた点検評価を毎年度実施</li> <li>新公益法人会計基準に基づき財務諸表を点検</li> </ul>

#### 4 実施事業

( 単位 : 千円 / R4以前は決算額、R5は予算額 )

1	事業名	特定野菜供給産地育成価格差補給事業		事業区分	県補助
	事業費	R2	R3	R4	R5
		34,139	40,063	11,479	280,071
	事業概要	特定野菜の価格が著しく低迷した場合に補給金を交付し、農家の経営と特定野菜の供給の安定を図る。 (根拠法令：野菜生産出荷安定法)			
	実績等	生産者への価格差補給交付金交付額 (令和4年度：11,479千円) ※価格差補給交付金は、国・資金協会・県の三者の資金造成から支出			

2	事業名	資金造成円滑化事業		事業区分	県補助
	事業費	R2	R3	R4	R5
		178,124	247,313	73,020	400,000
	事業概要	指定野菜の価格が著しく低落した場合に生産者へ価格差補給金を交付するための資金造成に対し助成し、生産者の負担を軽減する。 (根拠法令：野菜生産出荷安定法)			
	実績等	生産者への価格差補給交付金交付額 (令和4年度：指定454,734千円、契約指定666千円(未確定)) ※価格差補給交付金は、国・資金協会・県の三者の資金造成から支出			

## 5 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	<p>本法人は、昭和51年に野菜価格安定事業を実施する法人として、農林水産省の指導により各都道府県ごとに全国で設立された法人のひとつである。野菜価格安定事業は野菜の生産者の経営安定と共に、消費地における価格の安定を図ることも目的としており、この事業を行う当該法人の体制整備のために出資することは、現在の社会経済状況と合致している。</p>				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	<p>・本法人に対する補助は、すべて国及び県で定めた事業に対する補助であり、県補助金の必要性は高い。</p> <p>・野菜の価格低落時に生産者の再生産に必要な価格差補給金の交付事業を実施する本法人を支援することは、県の農業施策の実施にとって有効である。</p>				
		R2決算	R3決算	R4決算	R5予算
	県支出額（千円）	178,124	260,462	73,020	6,600
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
	県派遣職員（人）				

## 6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

管理費には基本財産の運用益だけでなく、特別準備金を少しずつ取り崩して充てている状況であり、安定・継続的に管理費の財源となる資金を確保する必要がある。